

株主各位

第52回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要 ……	1頁
連結計算書類の連結注記表 ……	7頁
計算書類の個別注記表 ……	13頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kel.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

兼松エレクトロニクス株式会社

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、企業理念と経営ビジョンを以下のとおり定め、信頼と価値を創造する企業集団を目指し、経営を行っております。

<企業理念>

お客様第一主義	私たちは、常にお客様の満足度を意識し、信頼ある行動をします。
新しい価値の創造	お客様に真に評価されるシステム・サービスを幅広く提供します。
CSRの追求	法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を行います。

<経営ビジョン>

信頼と価値を創造する I T 総合サービス会社を目指します。

また、当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規定、職務権限規定その他の社内規定に従い、経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務を監査・監督する。
- ② 当社は、監査等委員会設置会社として、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会により取締役の職務の執行を監査・監督する。
- ③ 企業理念、行動規範を定めた「K E L グループ企業倫理綱領」を制定し、周知・徹底を図るとともに、社外弁護士も委員として参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ④ 法令遵守体制の強化のため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」および顧問弁護士等への相談・通報窓口を設置するとともに、内部通報者の保護を明記した「内部公益通報保護規定」を制定し、内部通報制度を整備・運用する。
- ⑤ 「内部監査規定」を定め、監査室による内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行状況を記録するための経営会議議事録、稟議書、会計帳簿等の文書については、社内規定に従い適切に保管・保存する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社に起こりうるリスクの特定、防止、発生したリスクへの対処・是正を全社的に行うための社内体制を整備する。
- ② 各部署における職責と権限を明確にした「職務権限規定」等に基づき、業務上発生しうるリスクに対応するための体制を整備する。
- ③ 情報資産を適切に保護するための情報セキュリティを確立し、維持・向上に必要な体制の整備を行う。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に進めるための体制を整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたる。「経営会議」には、常勤の監査等委員である取締役も出席する。
- ② 業務の運営について、中期経営計画、短期計画を立案し、全社的な目標を設定する。
- ③ 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため「職務権限規定」を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図る。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社との関係
 - ・ 当社は、親会社と緊密な連携を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性を維持し、業務執行上の重要事項は、すべて取締役会で意思決定し、上場会社としての自主性・独立性を確保する。
- ② 子会社の管理および報告体制
 - ・ 当社の子会社、関連会社の運営については各社の自主性を尊重しつつ、「関係会社運営規定」に従い子会社の経営管理と経営指導を行う。子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務の適正を確保するものとする。

・子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または報告事項とする。

③ 子会社の損失の危険の管理に関する体制

・「コンプライアンス・リスク管理委員会」が子会社および関連会社のリスク情報を管理・統括し、子会社、関連会社の経営者とグループ経営に関する情報を共有する。

④ 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

・連結ベースでの中期経営計画を策定のうえ、「関係会社運営規定」やその他社内規定に基づき、子会社の経営指導とコーポレート業務の支援にあたる。

⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「関係会社運営規定」に基づき、グループ全体の経営状況を把握し、各子会社に原則として取締役および監査役を派遣のうえ、当該取締役および監査役が各子会社の職務の監督・監査を行う。

・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、子会社を含めグループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、「K E Lグループ企業倫理綱領」に基づき、グループ全体でのコンプライアンスの徹底を図る。

・監査室は、各子会社も内部監査の対象とし、計画的な監査を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 「監査等委員会規定」および「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員会が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保する。

② 監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性、および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に留意する。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、業務または財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を担当する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、必要の都度、コンプライアンスに関する業務の状況についての重要事項を監査等委員会に報告する。

- ③ 社内規定の制定や改廃その他の社内体制の整備について、担当取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、速やかに監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ⑤ 常勤監査等委員は、監査等委員会監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」、その他重要な会議または委員会に出席する。

(8) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役、監査役等は、当該子会社の業務または財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 「関係会社運営規定」において定めている事業活動上の重要な事項については、常勤監査等委員が出席する当社の「経営会議」で審議、決裁する。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査等委員会の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還の請求をしたときには、速やかに応じる。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査室の内部監査に関する年次計画について事前に説明を受けるとともに、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べるができる。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査等委員会の事前承認を要する。
- ③ 監査等委員会は、監査上の重要課題等について、代表取締役と定期的に会合をもち意見交換をする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たないことを基本方針とする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会」において、法令または定款に定める事項のほか、グループ全体の基本的な経営方針、中期経営計画および短期計画など、経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務を監査・監督しました。当事業年度中においては「取締役会」を13回開催しました。
- ② 当事業年度中においては「経営会議」を23回開催し、業務遂行の指揮、指導にあたりました。
- ③ 子会社の経営は、各社の自主性を尊重しつつ、原則として当社より取締役および監査役を派遣し、「関係会社運営規定」やその他の社内規定に基づき、各子会社の職務の監督・監査を行いました。

(2) コンプライアンス

- ① 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の運営により、子会社を含めコンプライアンス全体の統括、周知・徹底を図りました。
- ② 「K E Lグループ企業倫理綱領」により、子会社を含めた役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう毎月の講習等を通じ周知・徹底を図りました。
- ③ 法令違反等における相談・通報窓口への内部通報はありませんでした。

(3) リスク管理

- ① 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の活動を通じ、子会社を含めリスク管理の周知・徹底を図りました。
- ② 業務上発生しうるリスクについては、「職務権限規定」等に基づいた担当部署において規則やガイドラインを制定し運用しました。また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクコントロールを行いました。
- ③ 情報資産の適切な保護のため、子会社を含め情報セキュリティマネジメントシステムの定期的な外部審査を受け、認証を継続しました。

(4) 内部監査および監査等委員会監査

- ① 業務執行ラインから独立した監査室による内部監査を子会社を含め実施し、会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視しました。
- ② 常勤監査等委員は、「取締役会」のほか、「経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」、その他重要な会議または委員会に出席して報告を受け、必要に応じ意見を表明しました。
- ③ 監査等委員会は、監査室の内部監査に関する年次計画について事前に説明を受けるとともに、監査結果について報告を受けており、必要があると認められるときは、意見を表明しました。また、監査等委員会は、会計監査人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、会計監査人の報酬および会計監査人の非監査項目について事前承認しました。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

特に記載する事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 5社
 - (2) 連結子会社の名称 ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社、兼松電子（成都）有限公司、Kanematsu Electronics (Thailand) Ltd.、日本オフィス・システム株式会社、株式会社 i-NOS
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 0社
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称
×モレックスリース株式会社
持分法を適用しない理由
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、兼松電子（成都）有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの 主として総平均法に基づく原価法
 - ② デリバティブ 時価法
 - ③ たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産
主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 3～18年
貸与資産 2～6年
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェア
見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（主として3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
その他の無形固定資産
定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 消費税等の会計処理方法
消費税および地方消費税については、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

4,115,785千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	28,633,952	—	—	28,633,952

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	36,245	287	—	36,532

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,001,839	70	2019年3月31日	2019年5月31日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	1,858,840	65	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,001,819	70	2020年3月31日	2020年6月3日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブは、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	43,010,322	43,010,322	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,832,325	16,832,325	—
(3) リース投資資産	14,538	14,538	—
(4) 投資有価証券	425,010	425,010	—
(5) 支払手形及び買掛金	(7,575,078)	(7,575,078)	—
(6) 未払法人税等	(1,930,689)	(1,930,689)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、一部為替予約等の振当処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている債権（主として売掛金）と一体として処理しているため、その時価は、当該債権の時価に含めて記載しております。

(3) リース投資資産

回収可能性を反映した元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、一部為替予約等の振当処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている債務（主として買掛金）と一体として処理しているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。

(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額424,587千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

特に記載する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,848円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 258円33銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

特に記載する事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

総平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

器具備品 2～20年

貸与資産 4～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

（リース資産を除く）

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税については、税抜方式を採用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,438,905千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	167,047千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	1,939,677千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	8,327,716千円
営業取引以外の取引高	1,207,486千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	36,245	287	—	36,532

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

2020年3月31日現在

(繰延税金資産)

退職給付引当金	186,796
賞与引当金	159,224
未払事業税	83,475
役員退職給与長期未払金	8,926
関係会社出資金評価損	33,080
資産除去債務	29,697
商品評価損	15,714
社会保険料	22,291
会員権評価損	11,691
投資有価証券評価損	1,922
その他	84,900
小計	637,719
評価性引当額	△11,691
繰延税金資産合計	626,028

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△84,115
繰延税金負債合計	△84,115
繰延税金資産純額	541,912

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等
重要性がないため記載を省略しております。

2. 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ケー・イー・エルテクノカルサービス株式会社	100.0%	当社役員 4名	当社保守業務 の委託	保守業務の 委託	千円 7,183,893	未払費用	千円 1,505,774

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 保守業務の委託料については、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,542円35銭
2. 1株当たり当期純利益 211円39銭